

「3つの世界遺産」オンライン体験ツアー造成業務委託仕様書

1 事業名

「3つの世界遺産」オンライン体験ツアー造成業務委託

2 業務の目的

奄美大島・徳之島の世界自然遺産登録により、屋久島と合わせて2つの世界自然遺産を持つ唯一の県となり、明治日本の産業革命遺産と合わせて3つの世界遺産を有することは、観光客誘致においても大きなセールスポイントになることから、このセールスポイントを生かした情報発信を行い、積極的な誘客・周遊促進を図る。

3 委託内容

県が有する3つの世界遺産の魅力を自宅にいながら伝えるため、3つの世界遺産を疑似体験するオンライン体験ツアーを造成・販売し、新型コロナウイルス感染症が収束した際の来訪の動機づけを行う。

(1) オンラインツアーの企画・造成

- ① 県が有する3つの世界遺産登録地域の自然や歴史・文化などを体感できるオンライン体験ツアーを、下記の内容で造成すること。

ア ツアーガイドの起用

ガイドが現地の案内を行うオンライン体験ツアーとし、各世界遺産や歴史・文化等に精通したガイドを起用すること。

イ 各世界遺産の紹介

3つの世界遺産について、世界遺産に至った背景や歴史、自然、文化、また、2つの世界自然遺産の特徴や違い等をわかりやすく紹介するツアーとすること。

ウ 各地域の観光資源等の紹介

各離島が有する独自の文化や歴史のほか、世界遺産登録地域で楽しめる観光資源について紹介し、参加者が興味を持つような内容のツアーとすること。

エ 各地域の特産品の事前送付

- ・各世界遺産登録地域の特産品を事前に参加者へ送付し、紹介すること。
- ・事前送付した特産品に関連する体験ができる施設を紹介する等、その工芸品や食品を活かした疑似体験ができるような行程を組みこむこと。
- ・使用する特産品はツアー内容に応じて、適切な金額及び内容とすること。

オ 交通手段の案内

来訪の参考となるよう、3つの地域間の各交通手段を紹介すること。

カ ツアー催行時間

ツアーの時間は2時間以内とすること。

- ② 最終的なツアー内容は、契約後、委託者と十分に協議し、決定すること。

(2) オンライン体験ツアーの募集・実施

- ① 3地域に共通して航空路の直行便が運航している関西圏，北部九州をメインターゲットとして，参加者を募集すること。
- ② 可能な限り，ツアーの催行を12月から開始すること。
- ③ ツアーの参加人数の目標値を300人以上とし，その目標を達成できるよう，造成本数，催行回数，催行人数を設定すること。
- ④ ツアーの募集及び販売の周知を図るパンフレット，HP，チラシ等には，以下の「奄美大島自然保護協議会公式ロゴマーク」を表示すること。



(3) アンケートの実施

- ① 次年度以降の世界遺産周遊を図る施策を検討するにあたって参考となるアンケートを作成すること。
- ② ツアーの参加者に対しアンケート調査を実施すること。
- ③ アンケートの回答を集計・分析し，課題の提示や効果の検証を行うこと。

4 履行期限

令和4年3月31日（木）

5 事業完了の報告等

すべての事業完了後，6の成果物と合わせ履行期限までに事業完了報告書を提出すること。

6 成果物等

受託者が提出すべき成果物は表1のとおりとする。

<表1>

項目	内容
実績報告書	オンラインツアーの実施実績や参加者数，アンケート調査の結果と効果分析等（A4サイズの紙媒体＋電子データ）
素材データ	本業務で作成，使用した写真や映像などの素材（電子データ） ※二次利用できるものとする。
その他	その他業務実施に制作した成果物があれば提出すること。

7 著作権・特許権

- (1) 受託者は，本業務で作成された成果物に関し，すべての著作権(財産権)を，委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は，委託者の同意を得なければ，著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章，写真，図版等はすべて委託者内での利用，または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。

- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (6) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (7) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は、協議するものとする。

8 その他

上記のほか、事業の実施にあたり必要な事項については、事前に委託者と十分に協議すること。

9 実施計画

企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

10 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。